

学習指導要領に見える平和観

－昭和20年代版学習指導要領を中心として－

兵庫教育大学社会系

藤井徳行 久保正彦

1. はじめに

学習指導要領を昭和22年版から平成元年版まで読んでみると教育内容も教育方法も大きく変化していることがわかる。年代順に、大きく二つのグループに分けてみる。一つは、昭和22年版、昭和23年補説と昭和26年版（以下20年代版）であり、もう一つは昭和30年版以降平成元年版まで（以下30年以降版）である。平和教育の観点から見ると20年代版と30年以降版では平和観においても大きな違いがあるように感じられる。ここでは、20年代版学習指導要領がどのような平和観をもち、どのような政治的背景をもっていたかを小学校社会科編を中心に検討する。

2. 20年代版学習指導要領の平和観

(1) 戦争と平和に関する記述

昭和22年版学習指導要領（以下22年版）社会科編Ⅰは、今回の戦争の原因の一つが従来の教育にあったとして「従来のわが国の教育、特に修身や歴史、地理などの教授において見られた大きな欠点は、事実やまた事実と事実とのつながりを、正しくとらえようとする青少年自身の考え方あるいは考える力を尊重せず、他人の見解をそのままに受けとらせようとしたことである。これはいま、十分に反省されなくてはならない。……（中略）……そのわざわざの結果は、今回の戦争となって現れたといってもさしつかえないであろう。」(P2)と述べている。また、教育に関する反省だけでなく、「わが国民が平和を愛好する真情を率直に表明し、平和の破壊者という汚名をすすぎ……」(P135)とあるように、わが国が平和の破壊者となったことを認め、今後の平和主義の方向性を示しているのである。そして、戦争に対しては「進んで世界平和の障害を除去しようとすることは、わが国の大人にとっても子供にとっても等しく課せられた重大な使命である。」（社会科編P135）と積極的戦争防止論を述べている。

昭和23年学習指導要領社会科補説にも「戦争の防止のためには、あらゆる努力が払われなければならないこと。」(P154)という表現がみられる。また、昭和26年版学習指導要領（以下26年版）小学校社会科編も「戦争は人類にとって最大の不幸である。」(P22)という戦争観を示し「わたくしたちは全力をあげて、戦争

の回避に努めなければならない。」(社会科編P22)と述べている。

(2) 人間像

20年代版は、従来の国家中心の人間的あり方の反省から出発し、個人の人間らしさへの回帰を目指している。22年版では、国家や家庭の社会的抑圧から解放され、人間らしい生活を営もうとする意志が民主的権利意識を目覚めさせることになり、他人への理解と愛情を育てることになると主張している。26年版小学校社会科でも「人間的欲求を積極的に充足すること」「自他の権利・自由を尊重すること」(P6)が目標となっている。

一方、歴史観は、歴史発展論の立場をとっており、歴史教育の目的は、現代を理解するために過去を分析し、その結果を未来の発展に役立てることにあるとしている。従って、社会の発展に貢献する人間像を描いている。

(3) 社会科教育観と教育方法

22年版は、従来の教育は他人の見解をそのままに受け取らせる押し付けであり、分割された学問の知識を詰め込む知識中心主義であったとし、その知識が实际生活に働かず、青少年の発達を疎外し、ひいては、戦争を認めることに通じたとしている。知識中心主義の反省をしている点については、26年版においても同様である。

20年代版社会科教育観の特徴として次の事項があげられる。①知識中心主義と学問的系統性の排除 ②問題解決学習 ③自主的科学的考え方の育成

すなわち、現実の生活で直面している問題を自主的、科学的に捉え、学問的方法を総合的融合的に利用して解決していこうと言う経験主義を基礎とした教育観である。しかし、態度主義的、精神主義的表現もある。また、科学的考え方がどのようなものであるかという理論も明確でない。

(4) 20年代版学習指導要領の平和観

20年代版学習指導要領は、「戦争は人類にとって最大の不幸である」と捉え、「平和の破壊者」となったことを反省し「戦争防止のためには、あらゆる努力」をしなければならないと考えている。また、戦争の一つの原因は、「他人の見解をそのままに受けとらせようとした」教育にあったとし、抑圧から解放された権利を主張する人間像を打ち出している。そしてそのことが、社会の進歩発展に貢献する人間につながると考えている。このような人間像を求める教育は、知識中

心主義と学問的系統性を排除し、「社会生活における具体的な問題」をとりあげ、「つねに児童の切実な必要に結び付ける」という問題解決学習の形となって現れた。

20年代版の平和観は徹底した民主教育が平和愛好的な人間をつくるという平和観である。このような、戦前とは全く違った平和観が、敗戦後二年足らずで出来た学習指導要領の中にどのようにして現れてきたのだろうか。その政治的背景を探ってみる。

3. 20年代版学習指導要領成立期の政治的背景

(1) アメリカ中心の占領政策

昭和20年から昭和26年まで、日本は連合軍による占領下にあった。20年代版は、占領下でつくられた学習指導要領であり、当然連合軍の占領政策の影響を強く受けていた。『降伏後における米国の初期の対日方針』(SWNCC-150/4 昭20.9.22)第2部には、「……協議及適当なる諮問機関の設置に依り主要連合国を満足せしむべき日本国の占領及管理の実施のための政策を樹立する為有らゆる努力を尽すべきも主要連合国に意見の不一致を生じたる場合に於ては米国の政策に従うものとす」とあるように、連合国の対日占領政策はアメリカ合衆国を中心に実施された。

(2) 占領政策の目的

『降伏後における米国の初期の対日方針』は、第一部「究極の目的」において「日本国が再び米国の脅威となり又は世界の平和及安全の脅威とならざることを確実にすること」と「……米国の目的を支持すべき平和的且責任ある政府を究極に於て樹立すること、……」をあげている。平和国家を樹立することが究極の目的となっていたことがわかる。さらに、その目的を達成する手段として「日本国は完全に武装解除せられ且非軍事化せらるべし」と「日本国国民は個人の自由に対する欲求並に基本的人権特に信教、集会、言論及代議的組織の形成を奨励せらるべし」があげられている。即ち、一つは非軍事化であり、もう一つは民主化である。アメリカの対日占領政策は、非軍事化と民主化で強行に進められて行く。

(3) 占領政策の内容

アメリカは日本が二度とアメリカに対抗できる力を持ち得ないように武装解除し、軍需産業を除去し、超国家主義者や団体を追放し、資金源となった独占資本

を解体し弱体化させようとした。また、農民を含めた労働者を保護することによって、国内の経済的矛盾を対外侵略によって解決しようとする方向性を無くそうとした。政治の民主化がその国を平和愛好的にするという考えのもとに、非軍事化と民主化が、別々のものではなく一体のものとして実施されたと考えられる。民主化政策の一環として教育の自由主義化があげられたのも、超国家主義の単一価値の押し付けの教育が、戦争遂行を容易にした原因と考え、多様な価値観を持った教育が平和的な国家形成に役立つと考えられたのである。

(4) 占領軍の教育政策

教育の自由化を取り上げた『五大改革指示』(昭20.10.11)に続いて『日本教育制度に対する管理政策』(昭和20年10月22日連合軍最高司令部より終戦連絡中央事務局経由日本帝国政府に対する覚書)が出されている。内容は、「軍国主義及び極端なる国家主義的イデオロギーの普及を禁止すること、軍事教育の学科及び教練は凡て廃止すること」「……基本的人権の思想に合致する諸概念の教授及実践の確立を奨励すること」「……あらゆる職業軍人乃至軍国主義、極端なる国家主義の積極的な鼓吹者及び占領政策に対して積極的に反対する人々は罷免せらるべきこと」「学生、教師、教育関係官吏及び一般民衆は連合軍占領の目的及び政策、議会政治の理論及実践に就いて知らしめらるべきこと」「また軍国主義的指導者、その積極的指導者の演じたる役割を知らしめらるべきこと」等である。教育もまた、非軍事化と民主化の線に沿って行われるべきことと共に、これらの政策を教育を通して国民に知らせることと、戦争指導者の責任を教育の中で取り上げることが要求しているのである。

さらに、『公職追放令』(昭21.1)に先だって『教員及教育関係官の調査、除外認可に関する件』(昭和20年10月30日連合軍最高司令部より終戦連絡中央事務局経由日本帝国政府に対する覚書)が出され、軍国主義及び超国家主義者が教育界から追放されることとなった。また、『「国教の分離」に関する指令』(昭20.12.15総指令部渉外局発表)及び『国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並に弘布の廃止に関する件』(昭和20年12月15日連合軍最高司令官総指令部参謀副官発第三号(民間情報教育部)終戦連絡中央事務局経由日本帝国政府に対する覚書)によって教育の中から神道も追放される。

(5) 米教育使節団

連合軍最高指令官が招聘した米教育使節団は、戦後の新教育制度に影響を

与えたとされている。『第一次米国教育使節団報告書』（昭21.4.6）は、非軍事化を前提とし、日本の教育制度は「大衆と少数の特権階級とに別々な型の教育を用意して、高度に中央集権化された一九世紀の型に基づいたものであった。」（第一章「日本の教育の目的及び内容」）の反省に基づき教育の民主化を明確に打ち出している。

具体的には、○生徒の興味から出発するカリキュラム作り○地域選定教科書の採用○自由研究の推進○ローマ字の採用○官公立学校に於ける政治上または宗教上の党派的教授の廃止○地方分権的管轄○男女共学等が提案された。社会科につながるものとしては、「公民教育の授業の実施提案」の項で、日本の修身や公民に当たるものはアメリカでは「social studies」に含まれると指摘している。

(6)新教育指針と学習指導要領

占領軍の教育政策、米国教育使節団報告等の影響を受け、文部省から出されたのが『新教育指針』（文部省 昭21.5）である。

第一部、第一章序論「日本の現状と国民の反省」では、まず一で「日本は今どんな状態にあるのか」としてホツダム宣言受諾下の日本の置かれた状況を説明している。次に二では「どうしてこのような状態になったのか」として戦争指導者の責任を追及した上で国民の反省も促している。三は「これからどうしたらよいか」で、「戦争の責任は国民全体が負うべきであり、国民は世界に向かって深くその罪を謝するところがなければならない。」としている。

第二章「軍国主義及び極端な国家主義の除去」では、軍国主義と超国家主義の定義をし、それがどのようにして起こり、どんなあやまちをおかしたかを説明している。さらに「軍国主義及び極端な国家主義を取り除くにはどうしたらよいか」として教育の重要性を説いている。

第三章は「人間性・人格・個性の尊重」第四章は「科学的水準及び哲学的・宗教的・教養の向上」第五章は「民主主義の徹底」について述べている。

第六章結論「平和的文化国家の建設と教育者の使命」では、人間の本当の願いは、「平和」と「文化」のねがいであり、これからの日本は「平和国家」「文化国家」になるべきであり、これからの教育は、文化を理想とし、日常生活において文化への芽生えをのぼすことであるとしている。

新教育指針は、全体を通して平和主義の内容となっており、この指針の具体化として22年版学習指導要領が登場したのである。

4. おわりに

20年代版学習指導要領の平和観の源流を政治的背景に沿ってたどると、『降伏後における米国の初期の対日方針』に行き着く。その目的は、日本を平和国家にすることであり、その方法は、非軍事化と民主化の政策である。教育もこの方針に沿って進められ、民主化教育の指針として登場したのが22年版学習指導要領であり、新教科としての社会科である。社会科は教育方法においても民主的な方法をとりとうとし、既存の価値観を押し付けない経験主義を基本としたのである。

26年版は、内容的には一層充実したが、社会科が道德教育と結び付けられ、態度主義的傾向もはっきりと出てくる。そして、30年版からは大きく方向を転換することになる。20年代版学習指導要領の徹底した民主化による平和という平和観は長く定着することはなかった。その原因は何だったのだろうか。

考え得る原因の一つは、問題解決学習や自由研究といった経験主義的学習方法についての理論が未成熟であったことである。当時の、知識中心の学力観からの「這回る社会科」と言う非難や、学問の系統性との関係に明確に答える理論が充分でなかったことである。

二つ目は、教育改革が民主改革を主軸に据えながらも結局、上からの改革であったことである。22年版一般編序論は「これまで、とかく上の方からきめて与えられたことを、どこまでも、そのとおりに実行するといった画一的な傾きがあったのが、こんどはむしろ下の方からみんなの力で、いろいろと、作りあげていくようになって来たということである。」と述べているが、これは下からすべき改革を上から言ったに過ぎない面があったのではないだろうか。換言すれば、軍国主義や超国家主義を徹底的に否定し、一国の利益を越えたところにある民主主義の理想を理解し、実現しようとする精神構造が国民の中に支配的には存在しなかったということである。このことは、20年代版が、無国籍的であると言う批判を左右両派からされたことから言えるのである。

【参考文献】国立教育研修所内戦後教育改革資料研究会編

『文部省学習指導要領4社会科編(1)』

日本図書センター 1980年

岡義武編 『現代日本の政治過程』岩波書店 1958年

上田薫編集代表 『社会科教育史資料1』東京法令出版1988年復刻版

同 『社会科教育史資料2』 1975年

「戦後日本教育資料集成」編集委員会編

『戦後日本教育資料集成第一巻』三一書房 1982年